

企画提案コンペ 参加仕様書

公 告 日
令和元年12月18日

次のとおり企画提案コンペを行います。
本件企画提案コンペに参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいたうえ、参加してください。

1 案件名、内容及び目的

案件名：三重県立美術館「歿後40年 宇田 荻邨展」図録等印刷物製作業務委託

内容（仕様）：仕様書に記載のとおり

目的：三重県立美術館で開催予定の「歿後40年 宇田 荻邨展」を告知するためのポスター、チラシ等印刷物と展覧会内容の理解を促すための展覧会図録を作成することを目的とします。

2 履行期間（納入期間）及び履行場所（納入場所）

(1) 履行期間（納入期間）

契約日から令和2年4月30日まで

(2) 履行場所（納入場所）

仕様書に記載のとおり

3 企画提案コンペ参加者及び落札者に必要な資格

(1) 企画提案コンペ参加資格

ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 美術館における図録及び印刷物のデザインを経験したデザイナーを起用して、過去3年間に5件以上美術館の図録を製作した実績があること。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 必要とする資格等（なし）

4 企画提案コンペ参加者及び最優秀提案者（落札候補者）に求められる義務
企画提案コンペに参加を希望するものは、（１）から（５）までの書類を下記の13（２）に示す締切日時までに提出していただきます。

【提出書類】※各１部ずつ提出してください。

- （１） 企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式２）
- （２） 企画提案書１，２（様式３－１、様式３－２）
（Ａ４チラシ表案、図録・図版頁レイアウト案＜Ｂ５縦、１頁分＞を含む。）

※提案書の作成に際し、必要な画像・文字データを提供しますので、下記へご連絡ください。

＜連絡先＞三重県立美術館 学芸普及課 道田・村上
電話：０５９－２２７－２１００

- （３） 見積書（様式４）（送料、宣材PDF作成費等全て含む。）
見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額）としてください。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

内訳書の提出の要否 要・不要

- （４） 過去３年間の図録製作実績一覧（様式は問いません。）
※デザインも含めて受託した契約を対象とし、図録名、冊数、契約の相手方、契約金額、契約時期を記載してください。
- （５） 委任状（様式５）（必要な場合）
※委任状（様式５）は、申請、提案、見積、契約及び履行等において、第三者に委任する事項がある場合のみ提出してください。

最優秀提案者（落札候補者）にあつては、企画提案コンペ実施後に（５）から（10）までの書類を（※（６）、（７）については、調達案件によっては、免除する場合があります。）下記の13（４）に示す締切日時までに提出していただきます。

また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

- （６） 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その３ 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去６月以内に発行したものです。）の写し
- （７） 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去６月以内に発行したものです。）の写し
- （８） 必要とする資格（ なし ）

- (9) 法人又は個人の場合のいずれかの書類<写し可>
※ただし、「三重県建設工事入札参加資格者名簿登録者」又は「三重県電子調達システム（物件等）利用登録者」については提出不要です。
《法人の場合》下記ア、イのいずれかを提出してください。
ア 商業登記法第6条第5号から第9号に掲げる「登記簿の謄本」
イ 商業登記規則第30条第1項に定める「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、「代表者事項証明書」のうちいずれか1つ
《個人の場合》申請者の本籍地を管轄する市区町村長が発行する「身分証明書」及び東京法務局が発行する「登記されていないことの証明書」
- (10) 契約実績証明書（様式6）
契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約（又はそれ以上）を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出ください。

5 企画提案方法及び最優秀提案の選定方法について

- (1) 契約上限額 3,611,190円（消費税及び地方消費税を含む。）
(2) 仕様書に基づき提出された企画提案資料等を企画提案コンペ選定委員会において審査の上、最優秀提案を選定し、その提案資料を提出した者と契約を締結します。
(3) 審査基準は次のとおりです。
【事業実施体制・運営にかかる評価項目】
ア 仕様書に基づき委託業務の趣旨、目的を理解しているか。
イ 実施体制は現実的であるか。
ウ スケジュールは現実的であるか。
エ 展覧会図録及び印刷物製作の企画並びに運営能力が高く、美術館において十分な経験、実績を有しているか。
オ 見積額の積算は妥当か。
【企画内容にかかる評価項目】
ア 展覧会の趣旨や内容が反映された提案となっているか。
イ 見やすく、バランスのよいレイアウト、書体となっているか。
ウ 作品の魅力を損なわない図版の処理、配置が施されているか。
エ 美術館や展覧会の品位を損なわず、多くの人が関心を抱く工夫があるか。
オ ユニバーサルデザインに配慮した仕上がりとなっているか。
(4) 最優秀提案者（落札候補者）について、3(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。

6 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となる時は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

- (3) 契約は、担当所属で行います。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。
なお、契約金額は、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

7 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

8 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

9 企画提案コンペ及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

11 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等という。」）による不当介入を受けたときは、

次の義務を負うものとします。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 契約事務担当所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

12 その他

- (1) 当該企画提案コンペに質疑（企画提案コンペ手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の見積・契約に関する一切の事項）がある場合は、13（1）にある締切日時までに行うものとします。
（※回答に時間がかかる場合がありますので、お早めにお問い合わせいたします。）
- (2) 本件の事項その他に関し疑義がある場合は、担当所属に説明を求め、十分ご承知おきください。企画提案コンペ後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (3) 本件の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な見積を行わなければなりません。
- (4) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (5) 契約の相手方となった場合には、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。
- (6) その他必要な事項は、規則等に規定するところによります。
- (7) 見積参加者が1者になった場合は見積合せを中止又は延期する場合があります。

13 期間の設定（時間は、24時間表示となっています。）

(1) 質疑等の提出締切日時

令和元年1月23日（木曜日） 17時まで

《結果回答》

令和元年1月26日（日曜日） 17時までに行います。

【提出方法】

- ※ 提出締切日時までに、担当所属に書面（FAX可）で質疑申請（様式1）を行い、回答は「三重県ホームページ」で確認してください。
- ※ 質疑申請提出の有無に関わらず、企画提案書提出前には必ず質

疑申請の回答状況を確認してください。

(2) 企画提案書提出の締切日時

提出締切日時 令和2年1月28日(火曜日) 17時まで

【提出方法】

※ 提出締切日時までに、担当所属に書面（FAX不可）で担当所属宛て提出してください

なお、送付の場合は、一般書留、簡易書留等到着が確認できる方法で送付してください。

(3) 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後に、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

(4) 最優秀提案者に求める書類提出の締切日時及び場所

令和2年2月4日(火曜日) 17時まで

最優秀提案者にあつては、入札実施後に4(6)から(10)までの書類を担当所属に提出していただきます。

また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

14 その他

- (1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。
- (3) 提出のあつた企画提案資料等は返還しません。
- (4) 提出のあつた企画提案資料等は、三重県情報公開条例により情報公開の対象となります。

■担当所属

〒514-0007

三重県津市大谷町11番地

三重県立美術館 総務課 担当 中川・田中

電話 059-227-2100

FAX 059-223-0570

企画提案コンペに際しての注意事項

- 1 契約事務担当所属は、必要に応じ資料等の提出を求めることができるものとします。

2 規則第 71 条の各号のいずれかに該当する者の提出した見積書は無効とします。

また、無効になる要件は、下記無効要件に該当する場合となります。

なお、落札候補者の落札資格の確認ができないときはその者の見積書は無効と取り扱います。

落札決定後の契約不履行は、落札停止要綱の対象となります。

(無効要件)

次に該当する企画提案については、その者の見積を無効とします。また、再度企画提案には参加できないものとします。

- (1) 見積に参加する資格のない者が見積したとき。
- (2) 企画提案者又はその代理人が同一事項の企画提案コンペに対し二以上の企画提案をしたとき。(例：同じ事業者の本店、支店(営業所等)が同一案件に見積を行った場合)
- (3) 企画提案者又はその代理人が他人の企画提案の代理をしたとき。
- (4) 企画提案に際して談合等の不正があったとき。
- (5) 企画提案者が定刻までに見積書を投函しないとき。
- (6) その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
- (7) 見積内訳書を求めた場合に次の(ア)から(オ)に該当するとき。
 - (ア) 見積内訳書を提出しないもの。
 - (イ) 見積内訳書の金額と見積額が一致していないもの。
 - (ウ) 一括値引き、減額の項目が計上されているもの。
 - (エ) 記載すべき項目が欠けているもの。
 - (オ) その他不備があるとき(記載すべき内容又は指示した事項に誤りがあるなど、担当する所属が不備と判断するもの等)

3 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生(再生)手続中の者のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査にかかる認定を受けている者(更生計画等の認可が決定されるまでの者に限る)が契約の相手方となるときは、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項の第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金免除要件の確認のため、過去 3 年間に当該契約と同規模の契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書を提出していただく場合があります。

- 4 契約書の作成、提出については、規則第 76 条、第 77 条によります。
- 5 見積者が 1 者となった場合は見積を中止又は延期する場合があります。
- 6 公告に記載がない事項については、規則に定めるところによります。